

【計画期間：令和3年度～令和5年度】

**【概要版】**

# 牛久市高齢者保健福祉計画

## 牛久市介護保険事業計画

### うしく安心プラン 21 第8期改訂版

～高齢者が安心して生活できる街づくり～

令和3年3月

牛久市

## 計画の基本理念

本計画では、老人福祉法第2条に定められた「すべての高齢者は生きがいの持てる健全で安らかな生活を保障される」という理念を元に、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年、団塊の世代ジュニアがすべて65歳以上となる2040年と、高齢化の進行や介護を必要とする高齢者の増加を見据えた課題等への対策に重点を置きながら、長期的な視点に立って超高齢社会における計画を進めるため、基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた場所で、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。

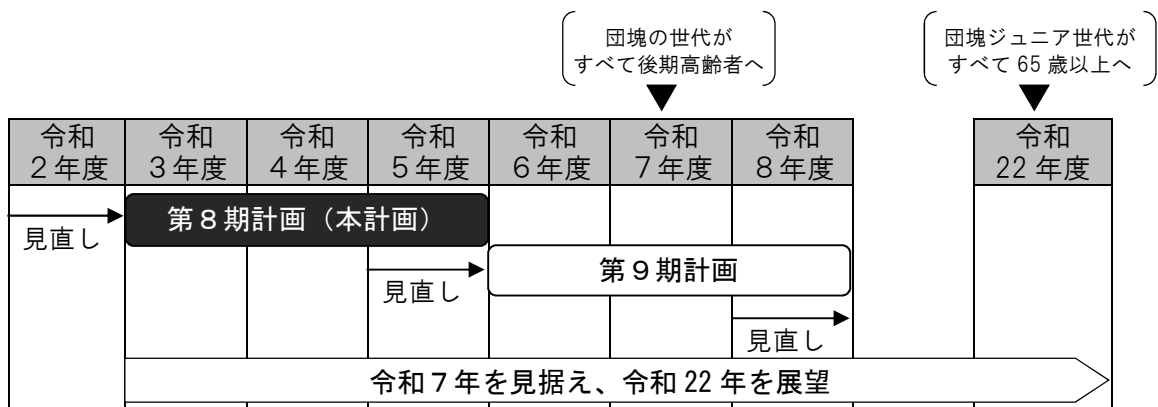
【基本理念】

**高齢者が安心して  
生活できるまちづくり**

## 計画の位置づけ・期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3カ年計画として策定します。

あわせて、高齢化が一段と進む令和7（2025）年を見据えるとともに、令和22（2040）年度の社会保障を展望しながら、長期的な視点で策定しています。



## 日常生活圏域の設定

本誌では、地区社会福祉協議会が小学校区ごとに整備されたことから、日常生活圏域を8つの小学校区とし、よりきめ細かく、より適切な圏域設定としています。

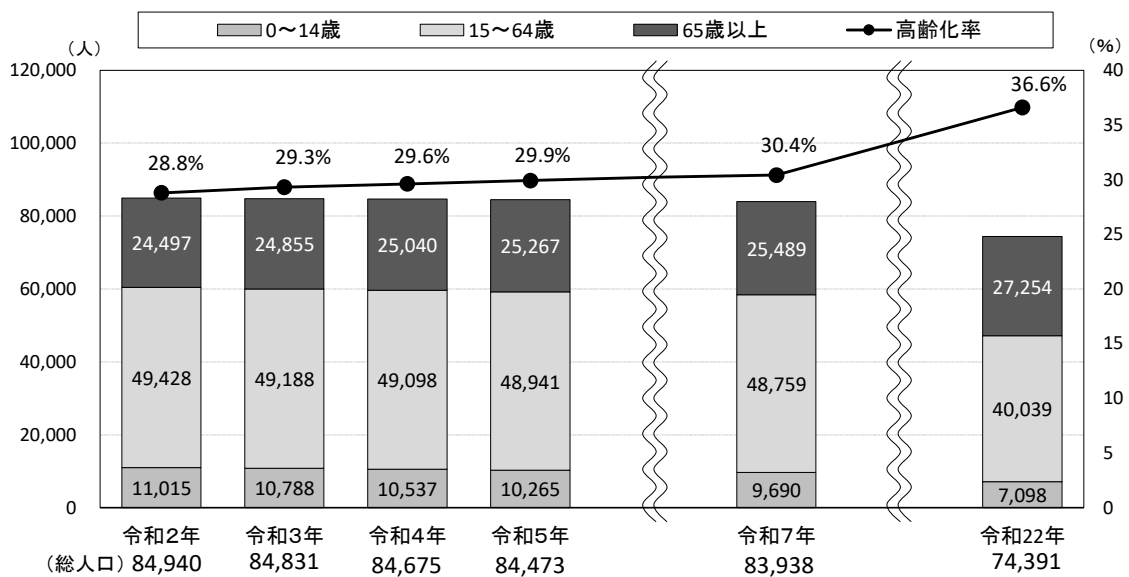
- 牛久小学校区
- 牛久第二小学校区
- 向台小学校区
- 岡田小学校区
- 中根小学校区
- おくの義務教育学校区
- 神谷小学校区
- ひたち野うしく小学校区

# 日常生活圏域の設定

## (1) 高齢者数の見通し

本市における総人口をみると、ゆるやかな減少が続き、令和3年度から3年間は84,000人台で推移することが予測されます。65歳以上の高齢者人口をみると、ゆるやかな増加が続き、令和4年には25,000人を超えると予測されています。

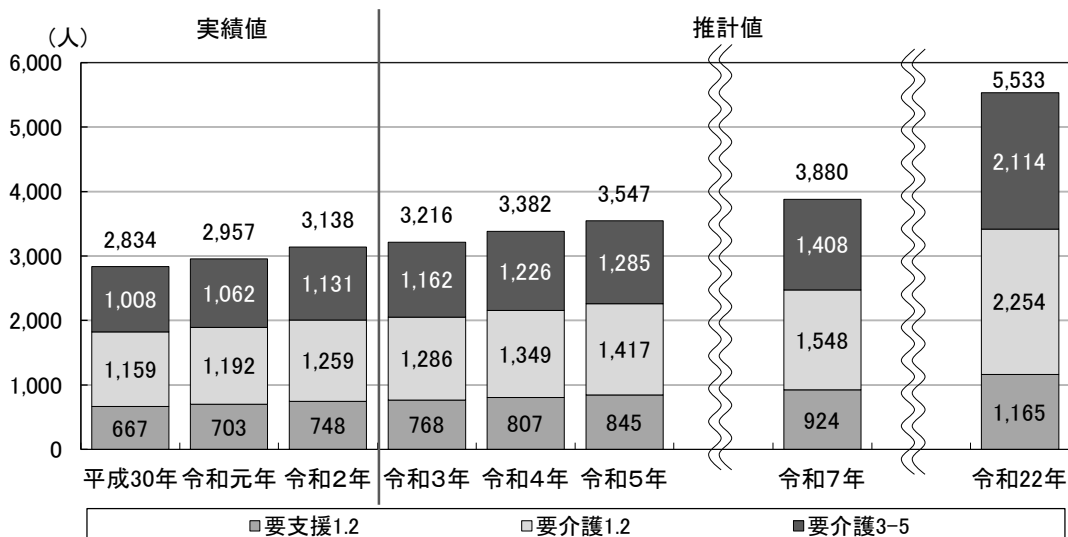
高齢化率も上昇を続け、令和5年には29.9%となり、令和7年には30.4%、そして令和22年には36.6%となることが予測されています。



## (2) 要介護(要支援)認定者数の今後の見通し

令和3年から令和5年の第8期計画期間をみると、要介護(要支援)認定者数が3,200人台から3,500人台へと増加することが予測されています。


「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年には、「要介護1・2」が1,500人台、「要介護3-5」が1,400人台となり、要介護(要支援)認定者数は3,800人台となることが予測されています。





# 本計画で取り組むこと(施策の展開)

## 基本方針1 社会みんなで支え合う基盤づくり

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの充実や地域共生社会の実現に向けて、関係機関・団体等との連携強化を図ります。また、高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携強化および保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを推進していきます。

※は新規事業

基本施策	施策	取り組み内容
1. 地域と市がともに見守る地域包括ケアシステムの拡充	(1) 地域包括支援センターの拡充	①地域包括支援センターの機能強化
	(2) 地域ケア会議の推進強化	①地域ケア会議の推進
	(3) ケアチームによる相談体制の確立	①総合相談体制の強化 ②総合相談事業の推進 （社会福祉士を中心に対応） ③権利擁護事業の推進 （社会福祉士を中心に対応） ④包括的・継続的マネジメント事業の推進 （主任ケアマネジャーを中心に対応） ⑤介護予防ケアマネジメント事業の推進 （保健師等を中心に対応） ⑥総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施
2. 在宅医療と介護の連携強化	(1) 在宅医療・在宅介護体制の充実	①在宅医療・在宅介護連携事業の実施 ②多職種連携会議の実施
3. 関係機関・団体、地域住民との連携・支援体制の構築	(1) 関係機関との連携強化	①保健・医療・福祉の連携 ②市民活動支援担当との連携 ③建築・都市計画・公園・空家担当との連携 ④就労・農業政策担当との連携 ⑤生涯学習・スポーツ担当との連携 ⑥市民団体との協働・連携
	(2) 地域住民による見守り	①ひとり暮らし高齢者把握および見守り活動の推進 ②見守り台帳への登録推進 ③地区社会福祉協議会活動の支援
4. 制度・分野を超えた重層的支援の推進	(1) 保健事業と介護予防の一体的な取り組み推進	 ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
	(2) 地域共生社会の実現に向けた取り組み推進	 ①断らない相談支援体制づくり  ②多様な社会参加のための支援体制づくり  ③地域づくりに向けた支援体制づくり ④社会に開かれた教育課程の実現
	(3) 社会福祉法人の指導・監督の強化	①市社会福祉協議会への指導・監督 ②高齢者施設等運営の社会福祉法人への指導・監督

## 基本方針2

## 健康で活力の湧き出る基盤づくり

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、専門職の関与や多様な主体との連携、就労的活動等により自立支援、介護予防・重度化防止を促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・通いの場づくりを推進します。

※㊦は新規事業

基本施策	施策	取り組み内容
1. 高齢者の健康・元気づくり	(1) 主体的な健康づくりの推進	①健康高齢者表彰事業の推進 ②「うしく健康プラン21（第2次）」の推進 ③糖尿病重症化予防 ④出前講座における健康講話の実施 ⑤健康講座の開催 ⑥空気もきれいなお店認証制度の推進
	(2) 健康維持に向けた体制整備	①各種予防接種の実施 ②特定健康診査、特定保健指導の実施 ③各種がん検診の実施 ④歯周病検診の実施 ⑤訪問指導の実施 ⑥骨粗しょう症検診の実施 ⑦肝炎ウイルス検査の実施
	(3) 元気な生活を送るための環境整備	①健康ウォークの開催 ②いばらきヘルスロードの整備 ③運動公園における各種教室の実施 ④家庭菜園や耕作による活動環境支援
2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	(1) 自立支援に向けた取り組みの推進	㊦①ボランティアポイント等の導入の検討 ②シルバー人材センターの育成支援 ③就労団体との連携支援
	(2) 介護予防・重度化防止の支援事業の確立	①フレイル予防の推進 ㊦②リハビリテーション専門職等との幅広い連携
3. 高齢者が活躍できる機会・通いの場づくり	(1) 生きがいづくりと元気高齢者の活用	①生きがいづくりの促進 ②生涯学習推進体制の整備 ③シニアクラブの活動支援 ④かっぱつ体操普及員・シルバーリハビリ体操指導士の養成 ⑤牛久地区、岡田地区、奥野地区の総合型地域スポーツクラブ事業の推進 ⑥牛久市体育協会の活動支援 ⑦元気高齢者の活躍支援 ⑧コミュニティ・スクールの活用
	(2) 地域交流・世代間交流の推進	①「たまり場」活動への参加促進 ②敬老祝賀事業の実施 ③ふれあいサロンの普及 ④ボランティア活動への支援 ⑤園児による高齢者施設訪問
	(3) ニーズに合った通いの場づくり	㊦①多様なニーズに合った通いの場づくり ㊦②通いの場づくりに向けた情報収集
4. 生活課題を支援する体制の充実	(1) 生活支援体制整備事業の推進	①生活支援コーディネーターの配置 ㊦②就労的活動支援コーディネーターの配置に向けた検討
	(2) 地域課題解決に向けた検討の場づくり	①生活支援体制の整備 ②地区社会福祉協議会等の地域拠点の整備の推進

## 基本方針3

## 誰もが安心して暮らせる基盤づくり

認知症予防の推進とともに、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう基盤づくりに努めます。また、高齢者の人権を尊重した虐待防止や権利擁護を推進します。さらに、高齢者の暮らしの支援や高齢者に配慮したまちづくり等を進めます。

※**㊦**は新規事業

基本施策	施策	取り組み内容
1. 認知症予防と認知症の人への支援	(1) 認知症についての正確な知識の周知	①かっぱつ脳トレコーナーの設置 ②かっぱつ脳トレ教室の開催 ③認知症予防教室の実施 ④認知症予防リーダーの養成講座の実施 ⑤地域型認知症予防教室の実施 ⑥出前講座の実施
	(2) 認知症の人への支援体制の見える化	①認知症ケアバスの周知 ②認知症サポーターの養成 ③認知症サポーターの活用 ④認知症地域支援推進員の設置
	(3) 認知症の人の早期発見・早期対応	①認知症初期集中支援事業の実施 <b>㊦</b> ②認知症初期集中支援チームの育成 ③SOSネットワークの拡充 ④おかえりマーク普及啓発
	(4) 認知症の人への社会参加支援	<b>㊦</b> ①認知症カフェの増設 <b>㊦</b> ②認ともの育成・支援 <b>㊦</b> ③認知症の人を支援する関係機関との連携強化
2. 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の取り組みの拡充	①権利擁護支援のための中核機関事業の充実 ②日常生活自立支援事業の推進 ③成年後見サポートセンターの運営支援 ④市民後見人の養成および活用
	(2) 高齢者虐待防止対策の推進	①高齢者虐待防止の連携強化 ②虐待等による自立困難高齢者の一時保護の支援 ③養護老人ホームの運営支援
3. 介護家族の支援	(1) 家族介護の支援	①家族介護者交流事業の推進 ②徘徊高齢者家族支援サービスの提供 ③寝たきり、認知症高齢者介護慰労金の支給
4. 介護予防・日常生活支援総合事業や高齢福祉サービスの充実	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①訪問型サービスを実施する ②通所型サービスを実施する
	(2) 一般介護予防事業の推進	①介護予防対象者の把握 ②介護予防の普及啓発 ③地域介護予防活動の支援 ④牛久市シルバーリハビリ体操指導士会の活動支援 ⑤歯あとふるライフ教室の実施
	(3) 高齢者福祉サービスの充実	①配食サービスの実施 ②緊急通報システムの提供 ③外出支援用具購入費の助成 ④訪問理美容サービスの提供 ⑤在宅介護者おむつ等給付金の支給

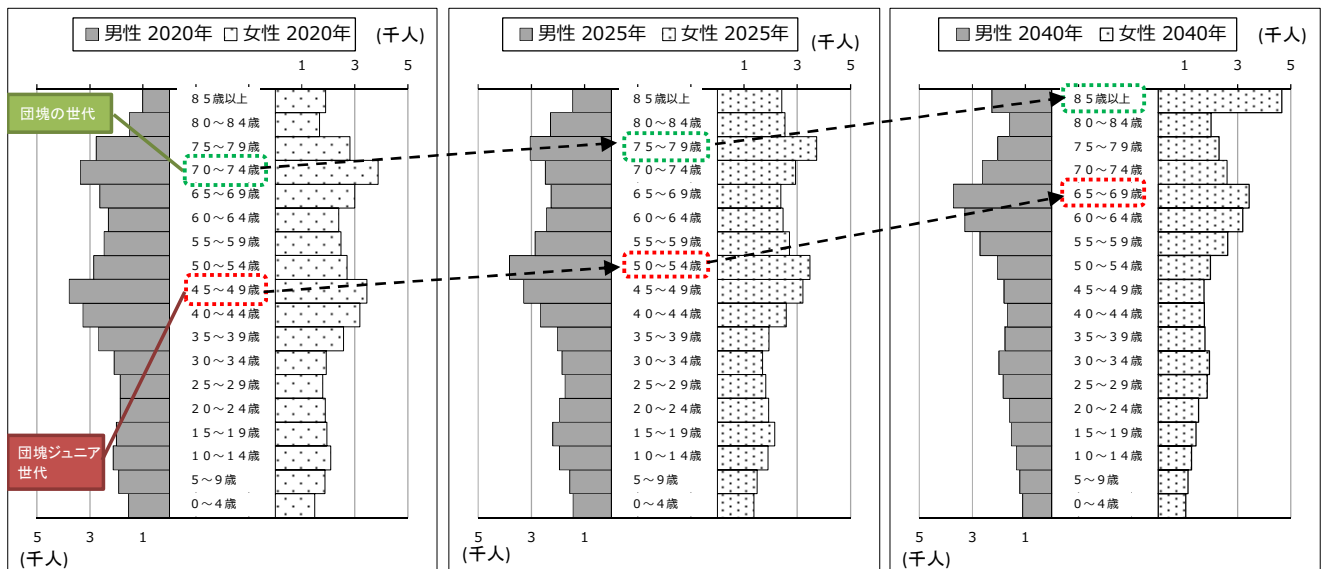
基本施策	施策	取り組み内容
5. 安全・安心な生活 環境の整備	(1) 高齢者の住まいの安定的な 確保	①サービス付き高齢者向け住宅の建設への意見 ②高齢者の住まいの確保状況
	(2) 高齢者になっても住みやすい まちづくり	①公共施設の維持管理 ②コミュニティバスの運行管理 ③有償運送の支援 ④市道・公園等地域のバリアフリー化 ⑤ふれあい訪問収集事業の充実
	(3) 地域安全対策の充実	①防犯対策の充実 ②交通安全対策の推進 ③所有者不在空家に対する管理
	(4) 災害対策の充実	①地区防災訓練（避難所運営訓練）の実施 ②高齢者の住まいに対しての災害対応マニュアル の整備促進 ③災害時福祉避難所指定協定の促進

### 【人口ピラミッドの変化】

<2020年>

<2025年>

<2040年>



## 基本方針4 介護保険サービスの充実

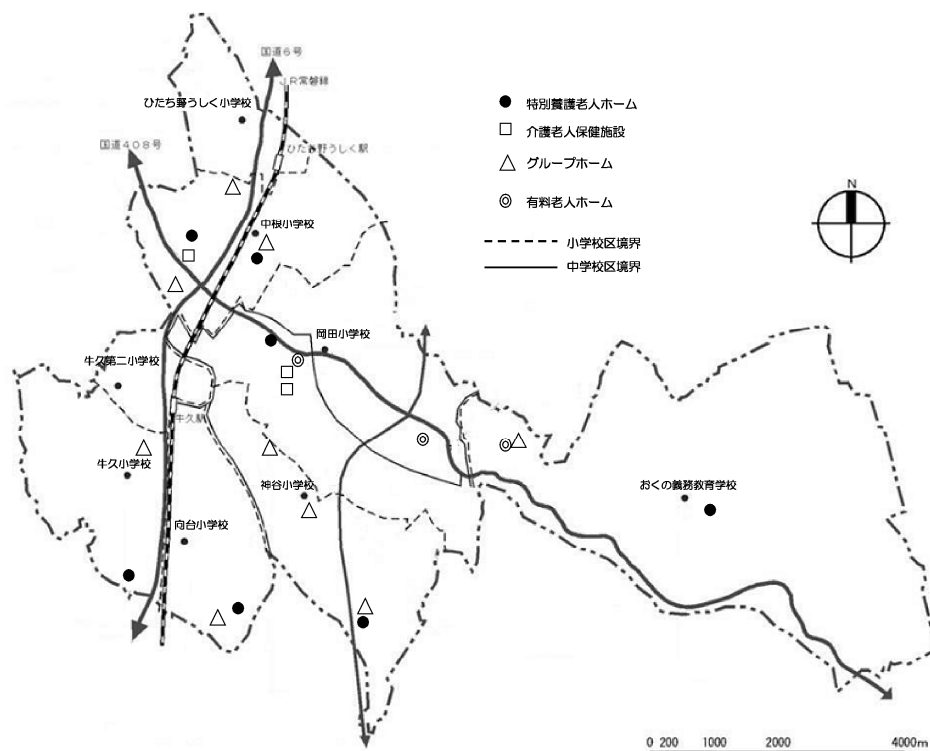
認知症予防の推進とともに、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう基盤づくりに努めます。また、高齢者の人権を尊重した虐待防止や権利擁護を推進します。さらに、高齢者の暮らしの支援や高齢者に配慮したまちづくり等を進めます。

基本施策	施策	取り組み内容
1. 介護保険サービスの充実	(1) 居宅介護サービスの充実	①訪問介護（ホームヘルプサービス） ②介護予防訪問入浴介護および訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護および訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーションおよび訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導および居宅療養管理指導 ⑥通所介護（デイサービス） ⑦介護予防通所リハビリテーションおよび通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護および短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護および短期入所療養介護 ⑩介護予防特定施設入居者生活介護および特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与および福祉用具貸与 ⑫介護予防福祉用具購入および福祉用具購入 ⑬介護予防住宅改修および住宅改修 ⑭居宅介護（予防）支援 ⑮居宅サービス事業所の新設
	(2) 地域密着型サービスの充実	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③介護予防認知症対応型通所介護および認知症対応型通所介護 ④介護予防小規模多機能型居宅介護および小規模多機能型居宅介護 ⑤介護予防認知症対応型共同生活介護および認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム） ⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護（デイサービス） ⑩地域密着型サービス事業所の新設
	(3) 施設サービスの充実	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④施設サービス事業所の新設
	(4) 日常生活圏域別整備目標数値の設定	①地域密着型サービス ②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）



基本施策	施策	取り組み内容
2. 介護保険サービスの質の向上	(1) 質の高いサービス提供体制の確立	①介護サービス情報の公表の促進 ②介護サービス相談員派遣事業の推進 ③介護給付適正化事業の推進
	(2) 保険者機能の強化	①データに基づく課題分析・推計による計画策定 ②地域ケア会議を活用したケアマネジメント支援 ③保険者機能強化交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標の達成
3. 健全な保険制度の継続運営	(1) 事業費および介護保険料の算出・賦課徴収	①事業費および介護保険料の算出 ②介護保険料の賦課徴収
	(2) 介護保険事業所の指導・監督の充実	①効果的な事業所指導および監督の充実 ②地域密着型サービス事業所の指定・監督の充実 ③居宅介護支援事業所の指定・監督の充実
	(3) 介護職人材の確保	①地域介護ヘルパー養成講座の開催 ②主任ケアマネジャーの推薦 ③県実施の各種研修への参加促進
4. 介護保険サービスの事業費および介護保険料	(1) 予防給付費・介護給付費の見込み	①予防給付費の見込み ②介護給付費の見込み ③総給付費の見込み
	(2) 介護保険料の算出	①介護保険給付費の財源構成 ②標準給付費見込額等の推計 ③保険料基準額の算定
5. 介護保険に関する経済的支援	(1) 介護保険料の低所得者軽減	①介護保険料の低所得者軽減 ②介護保険料の徴収猶予・減免
	(2) 利用料の軽減制度	①高額介護サービス費支給 ②高額医療合算介護サービス費支給 ③居住費・食費の補足的給付 （特定入所者介護サービス費支給） ④社会福祉法人等利用者負担軽減 ⑤介護保険制度における境界層措置

【日常生活圏域別高齢者福祉施設】



■ 第8期事業計画期間（令和3年度～令和5年度）における所得段階別保険料額 ■

第1号被保険者の所得段階別保険料額は下記のとおりとします。【保険料基準額：5,000円】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（円）	
			年額	月額
第1段階	・老齢福祉年金受給者で住民税非課税及び生活保護受給者の場合 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.50 (0.30)	30,000 (18,000)	2,500 (1,500)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の場合	0.75 (0.50)	45,000 (30,000)	3,750 (2,500)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1所得段階・第2所得段階に該当しない場合	0.75 (0.70)	45,000 (42,000)	3,750 (3,500)
第4段階	・本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合（同じ世帯に住民税課税者がいる場合）	0.90	54,000	4,500
第5段階	・本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合（同じ世帯に住民税課税者がいる場合）	1.00	60,000	5,000
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の場合	1.15	69,000	5,750
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の場合	1.25	75,000	6,250
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.50	90,000	7,500
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の場合	1.75	105,000	8,750

※所得段階区分第1～第3段階の基準額に対する割合の（ ）内の数字は、介護保険料低所得者軽減の適用後の割合見込みとなります。軽減される財源については、国 1/2、県 1/4、市 1/4 の割合で公費により補填されます。

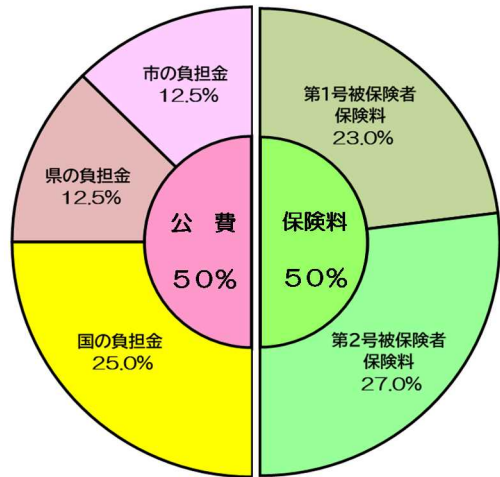
介護保険料はみんなで負担し合う仕組みです。

介護保険給付は被保険者の保険料が50%、公費（国・都道府県・市町村）が50%という割合で構成運営されています。

介護保険料（50%）の内訳は、65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳～64歳までの第2号被保険者が27%となっており、この比率は第1号被保険者と第2号被保険者の人口の比率に基づいて決められています。残りの50%をまかなっている公費の負担割合は、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%となっています。

施設等の給付費については、国20%、県17.5%の負担割合となります。国の負担分のうち5%相当分は、市町村間の高齢者の所得分布等の格差が是正されるように調整されて交付されます。

【居宅給付費の内訳】



牛久市高齢者保健福祉計画 牛久市介護保険事業計画

うしく安心プラン21 第8期改訂版

令和3年3月発行

牛久市 保健福祉部 高齢福祉課 〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1

TEL: 029-873-2111 FAX: 029-874-0421 E-mail: kourei@city.ushiku.ibaraki.jp